

平成29年 4 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成29年 4 月21日（金） 午前 9 時30分

2 出席委員

荒 川 由美子	委員長
小 柳 茂 秀	委員長職務代理者
三 浦 溥太郎	委 員
澤 田 真 弓	委 員
青 木 克 明	委 員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	藤 井 孝 生
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	武 田 仁

4 傍聴人 6 名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に青木委員を指名した。
- 日程第1 議案第13号については、神奈川県教育委員会が後日発表する案件、日程第4 議案第16号、日程第5 議案第17号及び日程第7 議案第19号から日程第9 議案第21号は、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成29年3月24日、前回定例会終了後から本日までの主な所管事項について、ご報告をいたします。

まず、新年度のスタートです。4月5日、6日及び10日に、全市立学校・園の入学・入園式、始業式が行われ、滞りなく新たな学年がスタートをしております。

4月3日、新規採用教職員82名を初めとする人事異動の辞令交付を行いました。新規採用教職員には辞令交付後、私から「公務員としての自覚を持って自らを律し、職務に精励すること」、「教育公務員はたとえ新人であっても、児童生徒にとっては先生であり、子どもたちの将来に直接影響を及ぼす職であることを認識し、先生と呼ばれるにふさわしい教師になるための努力をすること」、「教師は子どもたちに教科を教え、生活を指導し、人の道を説く職であることから、自らも学び続けなければならないこと」、「自らが学ばない人間は、子どもたちに学びを伝える資格がないこと」、そして、よい教師になるために、「赴任する学校の校長を初め、先輩の先生方に謙虚で素直に教えを請うこと」等の訓示を行いました。初任者が学校現場に若い息吹を吹き込み、そして生き生きと力を発揮してくれることを期待しています。

なお、学校管理職では、新校長13名、新教頭17名が誕生いたしました。

また、教育委員会事務局でも新たに部長1名、課長5名、新規採用者2名を迎えたほか、組織の移管・再編を行い、新たな体制・職員で業務を開始しております。

次に、本市教育界の最重要課題である学力の向上に向けて、その指標となる小学校6年生と中学校3年生を対象とする「全国学力・学習状況調査」が、全小・中学校で18日に行われました。昨年1年間の取り組みの成果があらわれることを大いに期待しているところです。

また、本市独自の取り組みであります小学校３・４・５年生と中学校１・２年生を対象とした調査及び小学校６年生と中学校３年生の全国調査対象外教科の調査も、13日から本日までの日程で実施をしております。

本市全体と各学校の状況が明らかになるほか、児童生徒個人ごとの成長記録として今後の指導に活用し、学力の向上につなげる重要な調査と捉えております。

次に、中学校総合体育大会の総合開会式が、15日土曜日に横須賀アリーナで開催されました。お忙しい中ご出席をいただきました委員長、ありがとうございました。

各校の運動部員を代表して入場行進をする選手たちのすがすがしく誇らしげな様子は、まことに感動を与えるものでありました。

現在、５月６日までの日程で、季節競技の２種目を除く12の種目において、4,100人を超える生徒が、運動部活動の成果を発揮する場として奮闘をしております。

なお、教育委員会関係予算を含む一般会計予算は、３月24日の市議会第１回定例会最終日の本会議において、原案どおり可決され、４月１日から執行しております。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第２ 議案第14号『平成30年度使用教科用図書採択基本方針について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第14号「平成30年度使用教科用図書採択基本方針について」ご説明申し上げます。

１ページをご覧ください。これは横須賀地区で平成30年度に使用する教科用図書の採択に当たって、公平を期すとともに、すぐれたものを選定するための基本方針を示すものです。このページに記載されております基本方針に基づき、採択事務を進めてまいります。

平成30年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりです。教科用図書の採択に当たっては、１「公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する」、２「児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する」、３「教科用図書について

は、教科用図書採択検討委員会等の研究調査の結果を活用して採択する」の3点です。

平成30年度は、高等学校、特別支援学校（特別支援学級を含む）の採択がえに加え、本年度初めて小学校「特別の教科 道徳」の採択を行います。小学校「特別の教科 道徳」以外の教科及び中学校についての採択がえはありません。

3 ページは、教科用図書採択検討委員会条例です。教科用図書の採択に関する答申を最終的に決定する委員会及びその委員会の検討に必要な資料の取りまとめを行う部会に関する規定となります。この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が、教育委員会からの諮問に基づき、教科用図書に関する各種の検討を行います。その結果を採択権者である教育委員会に答申し、翌年度使用する教科用図書が決定されます。

4、5、6 ページは、教科用図書採択に関する事務処理について必要な事項を定める教科用図書採択事務取扱要綱です。

6 ページの別表、一番上、小学校の内訳をご覧ください。ここに本年度採択にかかわる調査を行う小学校「特別の教科 道徳」調査部会の人数7名を加算してあります。小学校については、この部会のみが開催されることになります。

7 ページをご覧ください。採択事務の仕組みや流れについて、図で示したものです。本年度の教科用図書採択検討委員会は、採択がえが行われる小学校、高等学校、特別支援学校（特別支援学級を含む）の3つの専門部会を設置し、それぞれに学識経験者、保護者代表や市民代表、学校教育関係者で構成された6名、計18名で組織いたします。それぞれの専門部会で検討した結果を、最終的に採択検討委員会全体に諮り、答申内容を決定します。

教科用図書採択検討委員会の委員の任期は、5月30日から8月31日までといたします。採択検討委員会の長は、全委員の互選によって決まります。

なお、教科用図書採択事務関係の日程については、図の下部に記載しております。教科用図書展示会は6月17日から6月30日まで、横須賀地区教科用図書センター（教育研究所）とヴェルクよこすかで開催いたします。

どのような教科書が採択されたのかの情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに市政情報コーナーにて、常時閲覧可能といたします。

以上で「平成30年度使用教科用図書採択基本方針について」の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

（小柳委員）

2点ほどお伺いしたいと思います。まず、教科書の採択に関して、児童生徒の意見を聞くような機会というのはあるのでしょうか。

(教育指導課長)

基本的には、教科書云々について児童生徒に問うということはありませんが、当該の先生方はふだんの授業の中で、子どもたちが教科書をどのように活用し、子どもにとってその教科書が学習しやすいのか否かということについては、いろいろな場面で子どもたちの様子を見ていますので、先生方の教科書に対するさまざまな調査結果ということが、内容として上がってきますので、そういうところでは子どもたちの受け取りは反映されるものと認識しております。

(小柳委員)

もう1点。最近ちょっと話題になっているデジタル教科書というようなものに関して、何か話題になったり検討したりということは今までにありますか。

(教育指導課長)

デジタル教科書の活用の有効性ということについては、さまざまな場面で取り上げているところですが、今現在、本市においては、このデジタル教科書を採用する云々等についての検討はなされておられません。

(委員討論)

(小柳委員)

先ほどの質問に関連しての意見です。まず1点目、教科用図書採択基本方針に書かれていることは、これはこれ自体とても大切な要素だと思います。これ以外に、わかりやすさとか親しみやすさというもの、やはり教科書には必要ではないかなと思っております。このわかりやすさ、親しみやすさというのは、やはり児童生徒がどういうふうにその教科書を感じるかというもの、一つの要素だと思います。

例えばですが、中学生には生徒会があります。生徒会の中の例えば図書委員会に、我々が候補として選んだ教科書数冊を見てもらって、それぞれ比べて、どう思うかみたいな意見を取りまとめたものを参考意見にする。彼らに選ばせるということではなくて、我々が選ぶときの参考にするというようなことがあってもいいのかなと。もちろんこれは今すぐではなくて、先々のことだと思いますけれども、いかがでしょうか。

(教育指導課長)

子どもの捉え方を教科書採択にというお考えについては、そういう趣旨であるということは受けとめさせていただきましたが、先ほど来申し上げたように、

子どもがふだんその教科書をどのように活用して、場合によっては子どもたちの困り感がどこにあるのかということは、ふだん指導されている先生方が、的確につかんでいるというふうに思っております。

先ほど来もお話がありました、わかりやすさ云々等については、具体的にはこの調査をするときに、きちんと観点が定められていまして、子どもたちにとって内容とか構成とか、もちろんそこには色の使い方も含め、図の使い方だったり表現の仕方だったりということでは、子どもたちにとって、もちろん授業の中でも使うことも想定をし、子どもが自ら家庭で学習をするというところも想定をしながら、子どもたちにとっていかにこの教科書が活用しやすい、使いやすい、学びやすいものなのかという観点は、調査のところには設けられておりますので、そういったところでは、子どものそういう考えとか思いというのも反映されるものと認識しています。

(小柳委員)

追加でちょっと補足させていただくと、もちろん子どもにもいろいろいて、そういうことに興味があつたりなかったり、いろいろあると思いますが、興味がある生徒にいろいろな教科書を比べさせるということ自体が、その生徒にとってとてもよい勉強になると思います。学習する興味が湧いたり、それから、その教科書自体の知識を深めたり、全体に聞くということではなくていいと思いますが、そういう機会があると、教育として効果が高い。それから、大人にとっても、もちろん我々が最終的には責任を持って選ばなければなりません、我々では気がつかないような視点が、子どもたちから、上がってくるということも、もしかしたらあるかなという気もしていますので、ご検討のほうよろしくお願いいたします。

(澤田委員)

今のお話ですが、各学校が編成する教育課程の基準として文部科学省が学習指導要領を定めていて、教科書は、この学習指導要領に示された狙いにそって作成されているというところを見れば、やはり教える側の先生方が、先ほどご説明にあつたような観点でチェックしながら、また、子どもたちに日々接している中からの教科書選定になると思います。子どもたちにいろいろと選ばせて、意見を聞くということについては、少し違うのではないかと思います。

(小柳委員)

次に2点目、先ほどのデジタル教科書についても、まだ中長期的な問題だと思いますけれども、いずれはそういった時代も来るかもしれませんので、少し

ずつ検討の中に入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第14号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第15号『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第15号「教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について」説明をさせていただきます。

現在、生涯学習課が所管しております生涯学習センターは、平成26年度から平成29年度までの4年間、公益財団法人横須賀市生涯学習財団が、指定管理者として管理運営を行っており、今年度がその指定管理期間の最終年度となります。そのため、今年度は新たに、平成30年度から4年間の指定管理者を公募選考する必要があるとございます。

本議案は指定管理者選考委員会等条例に基づき、生涯学習センター指定管理者選考委員会を設置するために、教育委員会事務局等事務分掌規則を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきまして、議案書の3ページをご覧ください。生涯学習センター指定管理者選考委員会の事務の所掌と担当を規定するため、教育委員会事務局等事務分掌規則第22条第2号の表中、生涯学習課の欄に赤い枠で示してありますように、生涯学習センター指定管理者選考委員会と、その所掌事務を追加しようとするものでございます。

最後に、本議案についてご議決をいただいた後に、指定管理者の選考スケジュールなどについて、簡単にご説明させていただきます。

本日、この後、本委員会におきまして、指定管理者選考委員会委員の選任についてご審議をいただき、ご議決をいただきました場合には、5月10日に第1回選考委員会を開催し、募集要項等を決定いたします。その後、6月から8月にかけて、指定管理者の募集を行い、応募団体向けには6月に現地説明会・見学会を実施する予定です。その後、第2回選考委員会を9月に開催し、公開で応募団体のプレゼンテーションを実施していただきます。

次に、第3回選考委員会を10月に開催し、選考団体を決定いたします。その

後、11月の教育委員会定例会、12月の市議会で指定管理者の指定につきましてご審議をいただき、指定管理者を最終的に決定する予定となっております。指定管理者とは年度内に基本協定を締結することになってまいります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第15号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第6 議案第18号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』

委員長 議題とすることを宣言

（総務課長）

それでは、議案第18号「教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）について」ご説明いたします。

3月の教育委員会定例会において、平成29年第1回市議会定例会の議案として提出をいたしました、附属機関の設置に関する条例制定議案が市議会で可決された後に、教育委員会事務局等事務分掌規則中に附属機関の追加等を行う規則改正を、教育長の臨時代理により行うことについて、報告をさせていただきました。

その後、市議会で条例制定議案が可決されたことにより、「教育長の臨時代理による事務」により、規則改正を行わせていただきましたので、本日、本議案のご承認をお願いするものでございます。

それでは、規則改正の内容についてご説明いたします。議案第18号の4ページをお開きください。こちらの改正議案の朱書きにより説明をさせていただきます。

改正内容は、条例により設置された2つの附属機関を事務分掌規則に位置づけるものです。第22条の附属機関ですが、第2号（条例によるもの）のうち「国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画策定委員会」を、新たに設置された「国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会」に改め、また、支援教育課の項の下に「横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会」を設置いたしました。

改正の内容は以上でございます。

なお、施行日は平成29年4月1日でございます。

以上で、議案第18号「教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委

員会事務局等事務分掌規則中改正)」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第18号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画の策定について』

（生涯学習課長）

報告事項（１）「国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画の策定について」、お手元の資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画は、文化財保護法の規定により指定された「東京湾要塞跡 猿島砲台跡 千代ヶ崎砲台跡」の保存及び活用に向けた指針となるもので、昨年度、国指定史跡東京湾要塞跡保存活用計画策定委員会に諮問をし、答申を受けたものでございます。

保存活用計画書は現在、印刷製本中でございますので、本日はお手元の資料によりご説明をさせていただきます。

初めに資料の１ページ、上から４行目でございますが、文化庁が示す保存活用計画の位置づけを説明してあります。保存活用計画は、史跡の本質的価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、その望ましい状態を創出し、同時に地域に生きる人々がその本質的価値を享受し、それを適切に現代社会に生かすことを目的とするための計画で、今後の整備のもととなる計画と位置づけられています。

主な内容としましては、保存活用計画の目的、史跡の本質的価値、史跡の保存、史跡の活用、整備などについて位置づけています。このうち、資料の７ページ、第６章、史跡の保存につきましては、史跡の本質的価値については、全て良好な状態で保存し、本質的価値と密接にかかわる要素についても、原則保存していくことと計画しております。

次に、その下の第７章、活用につきましては、史跡の魅力や価値を市民及び国内外に広く発信できるよう、史跡現地での解説や各種解説ツールの充実を図る、他の東京湾砲台跡の保存と相互連携を推進する、史跡を横須賀市の地域資産として、観光や教育などに幅広く活用していけるよう、市の関連部局や関連機関と連携を図っていくことを、方向性として位置づけることとしており、そ

の具体的な活用は、学校教育における活用、社会教育における活用、地域における活用などと位置づけています。

学校教育における活用では、特に市内の小中学校の総合学習などにおいて、地域の歴史、近代化遺産、文化財を学ぶ場として、積極的に組み込めるように働きかけることとしています。

次に、第8章、整備につきましては、2020年度までの短期的整備目標と、2026年度までの長期的目標を設定しており、オリンピックイヤーである2020年中には、千代ヶ崎砲台跡を暫定的に一般公開ができるように位置づけています。

以上が、昨年度策定しました保存活用計画の概要でございます。今後の東京湾要塞跡の整備、保存、活用につきましては、この計画に沿って実施していくことになります。

最後に、資料の11ページ、条例に基づき6月から新たに組織される史跡東京湾要塞跡整備委員会の概要と、今年度実施予定の史跡の調査概要について記述をさせていただきましたので、ご確認をいただければと存じます。

以上で説明を終わります。

(荒川委員長)

私のほうから1点いいですか。活用のところについて、7ページなんですけれども、ここでパンフレットなどを出されるというようなことも書いてあるんですが、その下に「市内の小中学校の総合学習において」というところで、取り組めるように働きかけるというふうに書いてあるのですが、ここは学校などが学習のきっかけとなるような、小中学生に向けたパンフレットが発行されるのかお聞きしたいと思います。

(生涯学習課長)

この計画につきましては、計画に乗った事業に着実に実施なさいというような裏づけもございますので、これにつきましては、小学校・中学校向けのパンフレット、ガイドブック等をご用意させていただいて、進めていきたいと思っております。

昨年の2月でございますけれども、明浜小学校の6年生、30人でございますけれども、既に総合的な学習の地域の歴史という中で、千代ヶ崎砲台にお越しいただいたということがございますので、これらを参考にしながら進めていきたいと思っております。

報告事項（２）『平成29年度横須賀市学力向上推進プランについて』

報告事項（３）『平成28年度学力向上推進委員会の答申について』

委員長 一括して聴取することを宣言

（教育指導課長）

報告事項（２）「平成29年度学力向上推進プランについて」と報告事項（３）「平成28年度学力向上推進委員会の答申について」、この２点の報告事項は関連する案件ですので、一括して報告させていただきます。

説明の関係上、報告事項（３）「平成28年度学力向上推進委員会の答申について」を先に説明をいたします。お手数ですが、報告事項（３）の１枚目をご覧ください。

推進委員会委員長より、教育委員会委員長荒川由美子様宛てに答申をいただきました。

２枚目をご覧ください。諮問に対して、学力向上推進委員会での答申として、「提言に沿った取り組みを行う中で、授業づくりを深めるために提言の構図を示し、学力向上の提言の理解を図る」、「授業に向き合うために提言３を進めるための資料を作成し、学校に示すことによって授業力の向上につながる」をいただきました。

この答申をもとに、別添の資料を作成いたしました。資料には、推進委員会でいただいた教育課程の編成の具体的な取り組み等を載せております。

資料については、委員の先生方にも確認していただいております。今後はこの資料を教員に提示するとともに、資料をもとに教育委員会が一体となって、授業に対する指導助言を行い、授業づくりの視点を徹底することで、指導力向上とともに学力向上につなげていきます。

引き続きまして、「平成29年度学力向上推進プランについて」ご報告をいたします。お手数ですが、報告事項（２）にお戻りください。

プランについては、４章立てとしております。第１章に横須賀市の学習状況、第２に目標指標について、第３章に学力向上に向けた学校の取り組みについて、第４章に横須賀子ども学力向上プロジェクトとして、教育委員会の学力向上に係る事業を載せております。

１ページをご覧ください。ここには策定の趣旨及び基本方針を載せました。なお、次期学力向上推進プランについては、教育振興基本計画に合わせて実施していくことを考えております。

２ページには、学力向上計画の全体構想を示しております。

３ページからは、第１章「横須賀市のこれまでの学習状況について」が記載

されております。ここでは平成25年度から28年度の分析結果を載せております。

11ページをご覧ください。第2章からは、目標指標について記載しております。本年度は教育振興基本計画第2期実施計画の最終年度ですので、これまでの目標指標を13ページに示しております。

14ページをご覧ください。ここからは学力向上に向けた各学校の取り組みについて、学力向上推進委員会でいただいた3つの提言について、具体的に示しております。それぞれの提言において、学校ではどのように取り組み、どのように検証していくかについて記載しております。

なお、先にご報告をさせていただきました平成28年度学力向上推進委員会の答申等については、19ページ、20ページに記載しております。

23ページをご覧ください。ここからは、教育委員会の学力向上にかかわる事業について説明しております。予算配当も含め、学力向上に対してどのような事業がなされているのか、学校にも周知し、その事業をより効果的に活用していただくことを目的として、それぞれの事業についてまとめております。

本冊子については、事前にご覧をいただき、その中で次期学習指導要領の周知に向けた具体的な取り組みを、教育委員会として示していくことが重要とのご示唆を、教育委員の皆様からいただきました。その部分については、基本方針の③のところで触れさせていただきました。

今後は印刷製本を行い、学力向上推進プランとして各教員に配付するとともに、その内容の啓発を行っていきます。また、本冊子をもとに、次期学力向上推進プランの作成も行っていきたいと思っております。

以上で報告事項（2）（3）の説明を終了いたします。

（質問なし）

報告事項（4）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

（学校給食担当課長）

それでは、報告事項（4）「中学校完全給食実施に向けた検討状況について」ご報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まず、1 開催状況についてです。前回、3月定例会資料の再掲と、3月30日に中学校完全給食実施等検討特別委員会による市内小学校給食室の視察がありましたので、新たに記載をいたしました。

次に2 市議会及び各検討組織における質問・意見等についてです。1 開催状況にあります各会議での意見等を項目ごとに整理をし、記載をいたしまし

た。抜粋をしてご説明させていただきます。

まず、(1) 実施方式のア 全般として、②にありますように、「給食施設ではないが、他都市では公民連携で複数の公共施設を一括して発注し、整備し、費用も安く、地元で経済効果もあった事例もあると聞いている。自校方式や親子方式でも、公民連携で民間がまとめて整備する、または運営まで行うのであれば、毎年5校ずつではなく、一斉に整備できる可能性もあるので、その方向性も優先的に検討いただきたい」などのご意見がありました。

2ページをお開きください。

⑦にありますように、「今後の学校の統廃合などのことを検討に入れつつ、実施方式を決めていくのかとの質問がありましたので、今後小中学校の適正配置について考えていくことになるが、現時点で学校に関する適正化配置計画はできていないので、その可能性を含めた検討を行うことは難しい。ただし、給食室を整備した中学校や、親子方式の親校となる小学校が、統廃合の対象となる可能性は、方式ごとのリスクとして検討に含まれてくるものと考えている」と回答をいたしました。

3ページをご覧ください。

⑨にありますように、「各実施方式のメリット・デメリットの部分も保護者、教職員、行政のそれぞれの立場で大きく捉え方が異なると思うが、教育委員会ではどこに重きを置き、どのような方向性で議論を進めていくのか」との質問がありましたので、「各検討組織からなるべく多くの意見をいただき、教育委員会としての方向性を決めていく。その際には昨年、教育委員会で決定をした中学校の昼食のあり方の基本方針と、行動計画が一つのよりどころとなると考えている」と回答をいたしました。

また、⑪にありますように、「実施方式の検討に当たり、さまざまな視点が出てくるが、子どもにとって何が望ましい給食なのかという視点から考えるべきであると思う」といった意見や、⑭にありますように、「中学校全校に給食室を整備することは難しいと思う。仮に自校方式の場合でも、親子方式との併用でないと対応が困難であると考えている」などの意見がありました。

ページをおめくりいただき、5ページをご覧ください。イ 自校方式についてですが、⑦にありますように、「給食室の候補場所によっては、授業のカリキュラムや体育の授業、部活動などに影響が出る可能性もある。非常に大きな課題であると認識しているが、既存施設を移設してまで自校方式でやるべきなのか、現場にどの程度影響があるのかということも、検討していかなければならないと思う。現場の意見を大切にしながら進めていただきたい」などのご意見や、⑧にありますように、「奈良市では当初、自校方式は難しいと思われた学校も、さまざまな工夫をしながら、全校が自校方式に至ったという経緯があった

と聞いている。さいたま市なども自校方式に移行しているようなので、各地の事例を研究していただきたい」などの意見がありました。

6 ページをお開きください。⑨にありますように、「給食室の整備が困難であるC判定や、極めて困難であるD判定となった中学校は、給食室の整備は不可能という理解でよいか」との質問がありましたので、「給食室の整備は、物理的に不可能というものではないが、教育活動に影響がある場所についてC判定としており、現時点では教育委員会として難しいと考えている。D判定の1校は、給食室の整備自体が極めて困難であると思われる」と回答をいたしました。

また、⑩にありますように、「食物アレルギーの事故防止の観点から考えると、日常から顔が見える関係や情報管理のしやすさ、誤配送のリスクが少ないという点で、自校方式が一番望ましいという意見が多い」などの意見がありました。

⑪や⑫では、給食室の整備による安全面への不安として、設置候補場所が学校敷地の奥のほうとなっている場合の搬入車両の往来や、グラウンドが狭くなった場合の部活動でのグラウンド使用などを心配する意見もありました。

次に、ウ センター方式につきまして、①にありますように、「工業系用途地域の土地を購入する場合、土壤汚染が見られる事例が多いので、そういったリスクも含めて検討したほうがよい」といった意見や、③では「旧桜台中学校は、使用しているといっても大幅に余剰がある。校舎はすぐに使えないとしても、校庭部分は調査したほうがよいのではないか」との質問がありましたので、7 ページをご覧ください、「今回は、1カ所設定は旧平作小学校、2カ所設定については、旧上の台中学校が適地ではないという判断がされ、横須賀市全域をエリアで北と南に分けて調査した。センター方式を実施する場合には、提案いただいた部分も含めて、候補となっている市有地、市内の工場専用地域、工業地域、準工業地域から、改めて用地について検討する流れになると考えている」と回答をいたしました。

また、⑨にありますように、「1台が複数校へ配送することを想定しているが、台数をふやせば配送時間を短縮できるか」との質問がありましたので、「他都市の事例を参考に、1台で2校程度配送する想定だが、道路事情や時間等の関係もあるので台数をふやして、遠い学校は1校だけの配送とすることも検討する必要があると考えている」と回答をいたしました。

8 ページをお開きください。⑯にありますように、「本市の市域の中で、北と南のエリアを想定しているが、実際に給食センターが建てられる広さの土地が出てくると考えているのか」との質問がありましたので、「準工業地域や工業地域で、そこが適地かどうかという判断は別だが、市有地以外であいている土地はある。また、これから開発が必要となる準工業地域もある。まだ開発していない場所のため、時間的には厳しいが、可能性がなくはないと思う」と回答を

いたしました。

9ページをご覧ください。

⑫では、「現在、小学校ごとに食物アレルギーについて対応できる範囲に違いがあるが、センター方式により対応できる範囲が広がれば、給食を提供できる子どもがふえ、市で統一した対応をとることができる」などの意見がありました。

次に、エの親子方式につきましては、①にありますように、親子方式で実施する場合に、増床だけではなく、ドライ化するとさらに費用が増加する。後々ドライ化したほうが、衛生管理基準を満たすのでよいという話になると、費用がふえることになるので、各検討組織にドライ化しないことを明示したほうがよい」との意見がありましたので、「給食室をドライ化すると、単に表面の仕上げ等が変わるだけではなく、新しい衛生管理基準に基づき、部屋の区分などが必要となる。これに伴い、さらに面積が必要となり、改修や増築の費用が高くなる。ドライ化が困難であるということは伝えたいと考えている」と回答をいたしました。

10ページをお開きください。

⑥にありますように、「小学校の給食室を増築する場合、給食室がある校舎は古いため、既存校舎の構造に対して制限がかかる。また、既存校舎の構造を現行基準に合わせなければならなくなるが、それが構造的な面からできない可能性もある。増築なしの場合でも、校舎内の耐震壁を抜いて、空き教室とつなげるような工事があれば、既存校舎の構造に問題がないか精査する必要がある。このように親子方式にはさまざまな問題がある」などの意見がありました。

11ページをご覧ください。

⑩にありますように、「小学校給食室の工事の際、小学校の給食がとまる期間があるとのことだが、その間の児童の昼食はどうするのか」との質問がありましたので、「弁当持参か事業者からの弁当提供等の対応策が考えられる。現在の想定では夏休み中に工事を行っても、2カ月程度は給食の提供ができなくなる」と回答をいたしました。

また、⑪では、「親子方式の場合、ドライシステムではない給食室を改修することになるので、衛生管理の評価が低くなっていることに対し、現行の基準は満たしていないが、ドライ運用という形で、その基準に近づけるべく努力をしている」といった意見や、⑫では「親子方式のメリットは小中学校が連携して、食物アレルギーなどについて継続して対応できる点だと考えていたが、必ずしも連携している小中学校同士で組み合わせることができないのであれば、そのメリットが生かされないと感じた」などの意見がありました。

次に、オ 昇降機についてですが、②にありますように、「エレベーターを整

備する場合と、小荷物専用昇降機では整備費用に大きな差がある。給食のための特別な財源があるわけではなく、これから他の事業費を削減しないと財源が捻出できない。「この機会に」あるいは「プラスアルファで」と考えれば、エレベーターのほうがよいかもしれないが、中学校完全給食を実施するための最短の距離が何かは考えていただきたい」などの意見がありました。

12ページをお開きください。

(2) その他といたしまして、ア 検討組織に関して、②にありますように、「実施方式決定前に、学校現場から意見を述べる機会はあるか。実施方式決定後に、実際の運営方法について意見を述べることになるか」との質問がありましたので、「実施方式決定前には、連絡協議会の構成員による各所属団体の意見集約という形で意見を伺いたい。実施方式決定後も、実際の運営方法について意見を伺う機会を設けたい」と回答をいたしました。

次に、イ スケジュールにつきましては、②にありますように、「保護者や学校関係者も細かく議論していくことが大事であり、その上で実施方式を決めなければならないのではないかと。今、時間をかけることに誰も不満はないと思うので、しっかりとスケジュールは考えていただきたい」といった意見がありましたので、「今回の調査を受けて、各関係者がしっかりと内容を理解して意見をいただき、議論して整理する必要があると考えている。限られた期間の中で厳しいという感触はあるので、少しスケジュールがずれても、しっかりと意見をまとめていきたい」と回答をいたしました。

13ページをご覧ください。

ウ 食材調達につきましては、①にありますように、「食材調達は、食育にとって非常に重要だと思う。これまで小学校で調達してきた手法もあると思うが、地産地消にかなり力を入れている自治体もある。食材調達についてはどのタイミングで検討するのか」との質問がありましたので、「食材調達に関しては、実施方式が決まった後に具体的な話になると考えている。現在、中学校完全給食の検討と並行して、給食費の公会計化も検討しているが、公会計化した場合には、市が直接調達するので、調達方法も検討することになる。そのため、実施方式が決まった後にどういう形がよいかを、現場ともよく意見交換しながら決めていくことになると考えている」と回答をいたしました。

次に、エ 栄養教諭・学校栄養職員についてですが、14ページをお開きください。②にありますように、「栄養教諭・学校栄養職員の配置については、どの実施方式においても県費だけでは不足すると思うが、実施方式によらず、ふやしていく考えがあるのか、それとも全体的な予算を見て考えていくのか」との質問がありましたので、「栄養教諭・学校栄養職員の配置は、以前から教育委員会内では議論をしてきている。ただし、多額の予算を伴うため、2校兼務の体

制以上の配置ができていない。中学校完全給食の検討においても、検討組織から、栄養教諭・学校栄養職員を各校に配置してほしいという意見もいただいております、教育委員会としてはなるべく多くの職員を配置できるよう、予算要求をしていきたいと考えている」と回答をいたしました。

オ 給食調理業務の運営方法につきましては、①にありますように、「直営・業務委託の費用比較について、労務管理に係る費用等、間接的な経費も算出したほうがよい」との意見がありましたので、「労務管理に係る費用については、業務量の見込みも難しく、算出することが難しい。他都市事例によると、委託のほうが安くなると言われている」と回答をいたしました。

15ページをご覧ください。

⑤で、「食数の増減と調理員の人数との関係について、調理員は正規職員以外に、3分の1から2分の1ぐらいが非常勤職員と臨時職員と聞いている。食数の増減があれば、非常勤職員や臨時職員を任用しないことなどで対応できると思う」などの意見、また、⑨では、「本市小学校では直営で実施し、栄養教諭・学校栄養職員と調理員が上手に連携してきたと思う。校長や養護教諭からは、食物アレルギーへの対応を懸念する声もあるので、栄養教諭・学校栄養職員との連携という観点からも、直営で実施するのがよいと思う」などの意見がありました。

資料の説明は以上になりますが、現在の検討状況について、口頭でご報告をいたします。

中学校完全給食推進連絡協議会の構成員の皆様には、調査結果等を踏まえ、実施方式に関する部分について、各所属団体から意見等がありましたら、集約をしていただくよう依頼をさせていただきます。今後それらの意見を、今回ご説明した各検討組織等からいただいている意見とあわせて、さらなる検討を進め、事務局で実施方式の素案を作成していく予定です。

以上で、報告事項（４）「中学校完全給食に向けた検討状況について」の報告を終わらせていただきます。

（三浦委員）

9ページですけれども、親子方式のところにあるドライ化という言葉なんですけれども、これはドライシステム化という意味でしょうか。要するに、給食室はドライ運用をしているわけですね、今、現在、小学校でも。ですから、今現在行われているドライ運用とは別に、ドライ化するというこの言葉は、ドライシステム化するというふうにとってよろしいでしょうか。

(学校給食担当課長)

そのとおりでございます。

(小柳委員)

今の資料の3ページの⑫に「センター方式から自校方式に切りかえている他都市の事例を聞いているが、理由などを調査して、今後の検討に生かしていただきたい。」と書いてあります。また、5ページの⑧には、奈良市の名前も挙がっていますが、「さいたま市なども自校方式に移行している」と書かれています。実際にセンター方式から自校方式に移行している事例があるようですが、その理由等について、何かご検討されていれば教えていただけますか。

(学校給食担当課長)

このセンター方式から自校方式に切りかえている他都市の事例ですけれども、その地域地域の実情がございます。もともと自校方式でやっていて、その施設がどこかのタイミングで老朽化して、センターをつくって、その学校にある給食室を使っていなかったところが、新しくつくったセンターももう老朽化をして、それを建てかえる際に、例えばその自治体では、中学校の給食もやろうという話が同時に上がっていきまして、じゃあ中学校はセンターのほうを建てかえてやりましょう、小学校はもともと今使っていない給食室を、もう一度整備し直して戻しましょうといったような自治体の事例がございました。

例えば奈良市の事例でいきますと、奈良市では市域が広いということと、あと、山とかが多いということで、なかなかどこから配送するというのは、難しいというような状況があったということで、もう自校でいくしかないんじゃないかという、そういった議論、結論としてはそうなったということはいろいろ聞いております。

ですから、その自治体、地域地域によって、抱えている状況によって、センターであったり自校であったりというようなことがあるのかなということは、一応把握はしております。

報告事項（５）『学校給食費の公会計化について』

(学校給食担当課長)

それでは、報告事項（５）「学校給食費の公会計化について」報告をさせていただきます。

まず、１ 公会計化を行う背景についてですが、現在、本市の学校給食費の

管理は、各学校で収納管理などを行う私会計の制度をとっております。具体的には、学校が保護者から給食費を徴収し、その給食費を公益財団法人横須賀市学校給食会に預託し、学校給食会が食材調達と代金の支払いを一括で行っております。しかし、こうした運用方法には、未納者への対策が不十分であること、また、学校現場の負担が大きいことなどの課題がありました。そのため、本市では、平成30年4月から市で歳入歳出予算を計上し、給食費の収納管理等を一括して行う公会計制度に変更し、管理に当たってはこの公会計化に合わせ、学校給食費管理システムの導入を予定しております。

次に、2 公会計化により期待できる効果について、ご説明をいたします。期待できる効果といたしましては、主に3点ございます。まず、1点目は会計の透明化です。平成30年度からは、保護者から徴収する給食費を歳入として、給食の食材費を歳出として予算に計上をいたします。そのため、給食費の徴収についても、本市の会計規則に沿って実施することで、私会計制度に比べて取り扱いが明確になり、保護者との金銭授受の適正化が図られます。

次に、効果の2点目として、債権債務の所在が明確になることがございます。公会計化後は市が債権者となりますので、資力があるにもかかわらず、未納を続けている保護者に対しては、支払い督促の申し立てなどの法的措置の実施も可能となります。

3点目は教職員の負担軽減です。これまでは学校が主体となって給食費の徴収、管理、未納者への督促を行ってまいりましたが、今後こうした業務は市が主体となって行なってまいります。

最後に3 運用方法についてご説明をいたします。学校給食費の公会計化に伴い、市が給食費を徴収する人数は、児童・生徒・教職員などを合わせて約3万人に上ります。給食費の徴収は原則口座振替を予定しており、対象者全員分の口座情報の管理が必要となってまいります。また、転入・転出、長期欠席などの児童生徒に対する個別状況に応じた請求や、納入状況などの管理が必要となるため、今年度中に保健体育課に給食費管理システムを導入し、平成30年4月から遅滞なく事業を進められるよう、準備を進めてまいります。

以上で報告事項（5）「学校給食費の公会計化について」の説明を終わらせていただきます。

（質問なし）

報告事項（6）『横須賀美術館企画展「デンマーク・デザイン」の開催について

(美術館運営課長)

4月28日は横須賀美術館開館10周年の日となります。この日から始まる「横須賀美術館企画展「デンマーク・デザイン」の開催について」報告いたします。

2 会期ですが、6月25日、日曜日までの59日間となります。会期中にはゴールデンウィークもごございますので、市内外から多くの方に訪れていただきたいと考えています。

3 主催者等、4 観覧料は記載のとおりです。

5 概要ですが、すぐれたデザイン社会と言われるデンマークでデザインされた家具等を中心に、約190点の作品により、デンマーク・デザインの歴史と現在を紹介いたします。

6 関連事業としまして、小学生を対象としたワークショップ「レゴブロックでつくる人魚姫」を開催します。デンマークが生んだ世界的玩具レゴブロックを使い、人魚姫をつくります。講師は日本人初、世界でも数少ないレゴ認定プロビルダーの三井淳平さんです。その他、学芸員によるギャラリートークの開催も予定しています。

また、会期中には、「おいしいものコラボ」として、市内ベーカリーショップ6店とのタイアップを行います。各店舗で会期中に「デンマーク・デザイン」のPRや、デンマークゆかりのパンの販売を行い、今回の展覧会を盛り上げていただきます。展覧会の半券を持参されたお客様には、割引等が受けられるサービスもありますので、美術館だけでなく、ベーカリーショップにも足をお運びいただければと考えております。詳しくは別添のチラシをご覧ください。

次に、添付資料の展覧会スケジュール、中面をご覧ください。今年度の企画展スケジュールについてご説明いたします。「デンマーク・デザイン」の次に開催するのが、「開館10周年記念 美術でめぐる日本の海」です。海にかかわるさまざまな造形物を取り上げ、日本人と海のかかわりを多面的に紹介します。

9月からは「ぼくとわたしとみんなの t u p e r a t u p e r a 絵本の世界展」という展覧会を開催します。「t u p e r a t u p e r a」は亀山達也と中川敦子によるユニットで、今年結成15周年を迎えます。初めての大規模な展覧会である本展では、「t u p e r a t u p e r a」のユニークで多彩な世界を紹介いたします。子どもたちを初め、ご家族でお楽しみいただきたいと思います。

11月から12月にかけては、伊藤久三郎展を開催します。没後40年を機に、当館で多数所有する作品ほか、代表的な作品を加え、改めて伊藤久三郎という画家についての全体像を紹介する展覧会です。

1月は毎年多くのお客様にお越しいただいています「第70回児童生徒造形作品展」を、2月からは横須賀ゆかりの洋画家、青山義雄展を開催します。

今年度も多くの市民に親しまれ、利用される美術館を目指してまいります。

添付資料を1枚おめくりください。最後になりますが、横須賀美術館開館10周年記念イベントについてご説明いたします。横須賀美術館では開館10周年を記念し、4月からゴールデンウィークにかけて、お客様に喜んでいただけるよう、プレゼントや記念イベント等さまざまな企画を行っています。

中でも資料の4 開館10周年記念コンサート、横須賀芸術劇場少年少女合唱団コンサートは、横須賀芸術劇場との連携企画として、会期中のデンマーク・デザイン展にあわせ、デンマーク国家、デンマーク愛唱歌など、ゆかりの曲も披露されます。展覧会とともに少年少女の美しい歌声をお楽しみになれます。

また、資料には記載のとおり、他のイベントも企画されてございますので、ご覧ください。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

報告事項(7)『横須賀美術館美術品評価委員会開催結果について』

(美術館運営課長)

それでは、「横須賀美術館美術品評価委員会開催結果について」報告いたします。恐れ入りますが、お手元の資料、報告事項(7)をご覧ください。

1 「美術品評価委員会とは」ですが、当該委員会は、横須賀美術館が適正な美術品の取得を行うため、その価格及び質について評価をいただく、地方自治法に規定する附属機関として、条例に基づき設置しているものです。

2 平成28年度の会議開催結果ですが、記載のとおり3月13日月曜日に開催し、横須賀美術館の収集方針に基づいた寄贈候補作品33点と資料一式について審議いただき、記載の評価をいただきました。

3 寄贈作品の活用等ですが、他の所蔵作品と同様、地下の展示室で年4回開催している所蔵品展において、適宜展示等に活用していくものです。また、必要に応じて修復や額装等も行います。

なお、4には委員名簿を、2ページから3ページには、今回審議いただき、取得が妥当との結論となりました作品等の一覧を掲載しました。また、そのうち主な作品について、4ページから7ページに作品写真及び作者略歴を掲載いたしました。のちほどご覧ください。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

委員長 日程第1については、神奈川県教育委員会が後日発表する案件、日程第4、日程第5及び日程第7から日程第9については、人事案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成29年4月21日（金） 午前10時58分

横須賀市教育委員会

委員長 荒 川 由美子